

## 警察署協議会会議録

うきは警察署協議会

開催年月日時	令和8年5月15日 午後4時20分 から 午後5時20分 まで				
開催場所	うきは警察署3階大会議室				
出席者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px dashed black; text-align: center; vertical-align: middle;">警察署協議会</td> <td style="text-align: center;">会長以下4名</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center; vertical-align: middle;">警察署</td> <td style="text-align: center;">署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長 総務第二係長、総務第二係員</td> </tr> </table>	警察署協議会	会長以下4名	警察署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長 総務第二係長、総務第二係員
警察署協議会	会長以下4名				
警察署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長 総務第二係長、総務第二係員				
議事概要					
<p><b>【令和8年度県下剣道大会に向けた剣道訓練視察】</b></p> <p><b>【うきは警察署協議会会長挨拶】</b>                  初めて剣道の訓練風景を見学させていただいたが、あれほど竹刀が大きな音が鳴るとは思わなかった。                  貴重な体験をさせていただき、お礼申し上げます。                  最近、うきは警察署管内では空気の乾燥等で火災事案が発生しているが、今後梅雨時期に入れば、豪雨災害にも警戒しなければならなくなる。                  また、自転車の一定の交通違反に、いわゆる青切符が導入される等、警察にとって大変な時期になると思うが、警察署協議会委員一同、この場を借りて勉強させていただきたいと思っているので、よろしく願います。</p> <p><b>【署長挨拶】</b>                  私が今年の3月に着任してから抱いた管内の印象は、それぞれの地域において住民の方々を始め、ボランティア団体、関係行政機関の方々が献身的に防犯活動や交通安全活動に取り組んでおられ、非常に頼もしく思う。                  当署では、窃盗犯、飲酒運転、災害警備、ニセ電話詐欺対策を挙署一体となって取り組み、住民の皆様の負託に応えてまいりたいと考えている。                  委員の皆様の視点でお気づきになれた警察行政や地域の問題点など忌憚ないご意見を頂ければ幸いです。</p> <p><b>【令和8年春季転入幹部挨拶】</b>                  （副署長、会計課長、刑事課長、警備課長）</p> <p><b>【自転車の安全利用の推進について】</b>                  （解説：交通課長）</p>					

議 事 概 要

【意見・要望に対する回答】

(1) 管内で原付バイクにヘルメットを被らず複数人乗りしている青年を見かけ、転んで怪我をしないか、また、車とぶつからないか心配になった。少年の見回り等、引き続きよろしく願います。

(回答：交通課長)

原付バイクに二人乗り、もしくは暴走バイクを目撃した場合はその場で110番通報していただきたい。

110番通報していただくと、うきは警察署の警察官のみならず、筑後地区で活動する警察官も情報を共有することができ、早期の検挙に繋がる。

暴走バイクに限らず、事件・事故を目撃した際は110番通報をお願いします。また、交通課では、学校等と連携して暴走族加入阻止に向けた安全教育・広報啓発活動を行っているので、委員の皆様におかれましても、同活動の取組みに御理解と御協力をお願いします。

(2) 自転車は車道と歩道、どちらを走行すればよいか。

(回答：交通課長)

原則、車道走行をお願いします。

例外として、標識が設置されている道路（普通自転車歩道通行可の標識）、13歳未満70歳以上、体が不自由な方、車の通行が多く危険である場合や工事中などは例外として歩道走行が可能となる。

その際は歩行者優先でお願いします。

(3) 施設内の拾得物について、少額の硬貨などの落とし物を受領した際、1週間以内に警察に届け出をしなければならぬのか。

何かいい方法はないか。

(回答：会計課長)

遺失物法上、拾得者から受領後、1週間以内に警察に届け出をし、3か月以内に所有者が現れなければ、所有権を主張できるが、1週間以内に届け出をしなければ、拾得物の所有権を主張できなくなる。

速やかに警察に届け出をお願いします。

【閉会】

以上で令和8年度第1回うきは警察署協議会を閉会する。